

第 33 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和 3 年 6 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月 条例第 49 号）の一  
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び  
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は  
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正  
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、<u>別表第 1 第 1 号から第 6 号まで、第 8 号、第 11 号から第 15 号まで、第 17 号、第 21 号、第 25 号、第 26 号、第 29 号、第 32 号から第 40 号まで、第 43 号、第 44 号及び第 46 号から第 48 号</u>までに掲げる団体とする。</p>	<p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第 8 条の 2 法第 6 条第 2 項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、<u>別表第 1 第 2 号から第 7 号まで、第 9 号、第 12 号から第 16 号まで、第 18 号、第 22 号、第 26 号、第 27 号、第 30 号、第 33 号から第 41 号まで、第 44 号、第 45 号及び第 47 号から第 49 号</u>までに掲げる団体とする。</p>

<p>別表第1（第2条，第8条の2関係）</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 一般財団法人神戸農政公社</u></p> <p>(15)～(50) [略]</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構</u></p>	<p>別表第1（第2条，第8条の2関係）</p> <p><u>(1) 公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金</u></p> <p>(2)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 一般財団法人神戸みよりの公社</u></p> <p>(16)～(51) [略]</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <p>(1)～(16) [略]</p>
--	--

附 則

この条例は，令和3年7月1日から施行する。ただし，第8条の2の改正規定及び別表第1の改正規定（同表第15号中「一般財団法人神戸みよりの公社」を「一般財団法人神戸農政公社」に改める部分を除き，同号を第14号とする部分を含む。）は，公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金の解散の日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり，条例を改正する必要があるため。